

デジタル時代の規制のあり方 規制・制度の見直しの切り口について（案）

1. 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制の見直し

①安全規制

A) 目視、打音 → ドローンの活用、画像認識ソフトによる診断、赤外線を活用した画像診断等

<インフラ点検>

インフラ等の点検検査は目視、打音等人の感覚に頼った方法が中心であるのに対し、ドローンや画像認識、常時監視等の新技術による手法の活用に向けて検討。

B) 定期検査の期間 → 常時監視等による代替、データを活用したリスクの適正評価による一律規制の見直し

<高圧ガス保安法>

通常の事業所は年に1度操業を停止し、保安検査を実施する必要があるが、平成29年4月から一定の要件を満たした「スーパー認定事業所」については、プラントの連続運転期間を長く認める等の取扱い。

C) 確認、記録 → 記録・書面の電子化、常時監視等で代替、蓄積されたデータの利活用

D) 安全管理者の設置義務 → 先進技術による補完・代替

E) 人による行為を前提とした規制・制度 → 自動化されたシステム等で補助・代替

②消費者保護、属性に応じた規制 → 一律の基準を柔軟化

<高齢者への金融商品販売>（未来投資会議）

現在一律に年齢（75歳）で制限されている高齢者への金融商品販売について、取引履歴データ等の分析・活用を進めることで、高齢者の能力や状況に応じた高齢者顧客対応の判断ができないか検討。

③性能基準への移行

<平成12年の規制緩和推進3か年計画（再改定）で行った性能規定化>

耐火構造、不燃材料等の規定（建築基準法）（平成12年）等

2. デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し

①対面規制 → 先進技術による代替又は補完

<オンライン医療>

医師法第20条において、医師が診察せずに治療等を行うことは禁止されており、初診については対面診療を行うことを原則として一定のオンライン診療がガイドラインで認められている。診療報酬では、さらに一定の範囲について点数が付与されている。

<オンライン服薬指導>

令和元年11月に成立した改正薬機法によりオンライン服薬指導の実施が可能となるが、省令等でその要件を限定的に規定（現在省令等検討中）。

②書面規制 → 書面の電子化・オンライン化・簡素化、地方公共団体において異な

る様式の標準化によるオンライン化の推進

③特定の場所での営業等を義務付け

→ テレワーク等技術の進歩を踏まえ、合理的な規制に見直し

＜歯科技工士＞（ホットライン要望）

歯科技工は歯科技工所で行う必要があるとされているが、進展するデジタル機器を利用した技工の分野でのテレワーク、サテライトオフィスの活用が可能となるよう、技工所での作業義務の緩和要望あり。

3. 業規制の見直し

①縦割りの業規制により事業展開が阻害

＜フィンテック＞

銀行・証券・保険の各分野のサービス仲介を一括で登録することが出来ない。

②事業者を前提とする業規制による参入障壁

＜民泊＞

旅館業を行う場合、旅館業法による許可が必要であるが、2018年6月に施行された住宅宿泊事業法により民泊が可能となった。

③必置規制

デジタル技術によって、必置不要あるいは、必置義務を緩和できるものがないか。

④特定の資格保持者しか業務のできないもの

業務の一部をデジタル技術により支援・補完・代替することを可能とすることができないか。

4. 柔軟な規制体系への見直し

①情報の非対称性

事業活動の複雑化等により、事業者と規制当局との間の情報の非対称性が生じている分野では、政省令等での柔軟・迅速な見直し、事業者も含めた中間的な規律等新たな規制・制度体系が考えられないか。

②ゴールベース規制への移行

行動制約を事前に細かく規定するのではなく、デジタル技術の活用等事業者の創意工夫が阻害されないようゴール（法益保護）に必要な合理的・最小限度のものとするのが考えられないか。

＜改正道路運送車両法＞

自動運転車の安全技術ガイドラインでは、「自動運転車の運行設計領域において、自動運転システムが引き起こす事故であって、合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」という定性的な要件が設定されている。

③いわゆるコードやアーキテクチャへの対応

経済社会のデジタル化の進展に伴い、企業が事業活動に関して作成するいわゆるコードやアーキテクチャによって人の行動が制約され、これらのコードやアーキテクチャが実質的に法規範のように機能する場面が出てくる。そのようなコードやアーキテクチャは、民間企業が作成するものであるため、それを社会・政府としてど

のように規律していくべきかという課題が生じる。例えば、コードやアーキテクチャの作成者たる企業やその他の関係者も含めた柔軟な規範の設定やセルフガバナンスの活用等、法令による規律以外の方法での対応を考えることも必要となるか。

④ソフトウェアアップデートへの対応

<改正道路運送車両法>

使用過程にある自動車に対して、制御用ソフトウェアを配信し、性能変更や機能追加を大規模かつ容易に行うことを可能とするため、プログラムごとにあらかじめ国土交通大臣の許可を受ける制度が導入された。

⑤プラットフォーム型ビジネス

A) ビジネスモデルを業として規律することにより新たなビジネスモデルの実現を図るという側面（新法の制定による対応等）

B) 競争法的側面

特定の事業者によるデータ収集の寡占化による個人・取引者等の利益毀損のおそれに対応するための必要な規制・制度を行うことが必要か。

⑥AI等の情報通信技術の進歩に伴う規制・制度の見直し

5. データの利活用

①データの利活用の推進と個人情報保護法の調和

<電力データの活用>

本年通常国会に提出された電気事業法の改正案において、社会的課題の解決等のためにスマートメータで得られた電力データの活用の仕組みが盛り込まれている。

②データの収集・分析

現在あるデータの利活用とともに、データの収集・分析を進める必要があり、誰もが使いやすい形での電子化を目指すべきである。また、国として集めたデータについては EBPM に活かすとともに、地方公共団体の行う行政サービスについてのデータをも含め、様式の標準化やデータ基盤の統一化を行うことにより、データの相互流通を可能とすることが重要である。

併せて、データポータビリティによる公正な競争環境の実現や、API 開放によるデータアクセスの在り方の検討等、競争ルールの整備・運用が必要である。

<MaaS データ>

一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うためには、各公共交通や移動サービスに関する様々なデータが共有・連携されることが不可欠であるとの考えから、交通事業者等の MaaS に関連する事業者間におけるデータの取扱いや共有・連携についてガイドラインを策定。

③データのセキュリティや、安全保障上の取り扱い

6. 緊急時における規制

平時だけでなく、緊急時における規制のあり方についても検討が必要である。

<オンライン医療>（再掲）、<オンライン服薬指導>（再掲）

<オンライン教育>